

二宮町役場新庁舎建設基本構想・基本計画（案）について（意見）

二宮町役場新庁舎建設町民検討会は、平成 30 年 12 月 26 日の第 1 回目の開催以降、計 3 回の検討会を開催し、新庁舎建設基本構想・基本計画（案）に関する検討を行ってまいりました。

当検討会は、限られた時間の中での開催ではありましたが、幅広い分野から選任された 1 2 名の委員の知識や経験に基づき、町民の視点から様々な意見を出し合い、集約しました。

行政を取り巻く環境は大きく変化しており、それは役場庁舎の役割についても同様であるため、今後も時代の変化に合わせた対応が求められています。

そのような中、現庁舎は建設後 40 年余が経過し、耐震性能の不足、施設の狭あい化や分散化、バリアフリーへの対応不足、施設設備の老朽化など様々な課題があります。

二宮町が開発持続性のあるまちづくりを進めていくためにも、役場庁舎が抱えるこれらの課題を早急に解決し、これから何十年も町民の安全・安心を守り、町民が利用しやすい新庁舎建設の必要性については、理解できるものと言えます。

当検討会では、「二宮町役場新庁舎建設基本構想・基本計画（案）」に対し、町民意見等を踏まえた町民の安全・安心な暮らしを支える拠点として相応しく、町民が親しみ、利用しやすい庁舎となることを願い、また二宮町の将来を見据えた中で、必要な意見を述べてきました。

町民の思いを未来につなげていくことを目指し、新庁舎整備事業に取り組んでいくことを期待して、この意見書を提出します。

1. 前提条件の整理

- 現庁舎を44年で建替えることとなった原因を分析し、新庁舎は、何年使用するという明確な目標値を設定して建設する計画としてもらいたい。
- 建設にあたり、設計事務所や管理事務所に一任するだけでなく、施工状況や材料チェックなどの施工監理方法を検討してもらいたい。
- 建設費用はもちろん、その後の維持管理費用や予防対策費用なども加味した計画としてもらいたい。
- 災害時の備蓄については、想定外の規模の災害にあった場合の検証をしてもらいたい。

2. 新庁舎整備の基本理念と基本的な考え方

- 全てを新庁舎に求めることは難しいが、現在の町民センターも耐震性能が不足していることから、町民センター機能についても、新庁舎に組み込むことができないか検討してもらいたい。
- 未来の世代に受け継いでいける長持ちする庁舎とする必要があり、また今後の人口減少に伴う職員の減少も見据え、フレキシブルに空間配置できる庁舎にするべきである。
- 災害時の対応について、多角的に問題点や課題点を取り上げ、検証してもらいたい。また、情報提供が遅くなると二次被害の危険もあるため、様々なシミュレーションを実施してもらいたい。

3. 新庁舎の機能（性能）

機能全般

- 建設後の維持管理費用も見据え、費用対効果を検証するとともに、省エネ設備の効果を明示するようにしてもらいたい。
- 環境配慮型の庁舎ということが、町民や来庁者から目に見える形となるよう計画してもらいたい。
- 隣接するラディアンでの町民活動が制限されないよう配慮しつつも、機能面などにおいてラディアンと重複しない計画としてもらいたい。

防災機能

- 災害時、広域避難場所や各地区防災拠点などの状況がモニタリングできるような設備の計画をしてもらいたい。
- 建設予定地は、ハザードマップで洪水浸水想定 50cm から 1mとなっているため、新庁舎は水没しないような対策を講じるとともに、葛川改修の優先順位を高め、短時間で実施してもらえるよう県へ要望することが必要である。
- 基礎構造については、免震構造と決めつけるのではなく、各構造の費用対効果を比較した資料を明確に示し、十分検討した上で決定すべきである。

町民機能

- 行政上の手続きがワンストップサービスで行えるようにしてもらいたい。
- 分散している保健センターの集約化を確実に進めてほしい。
- 町民が望んでいる情報が簡単に入手できるよう計画してもらいたい。
- 行政サービスの向上と最低限のサービスの提供で比較した町民負担（費用）を明確にして最終決定してもらいたい。
- 交流機能は、隣接するラディアンの持つ機能と合せて考えてもらいたい。
- キッズスペース、授乳室の必要性について、どれだけのニーズがあるのか当事者の声を集めて判断する必要がある。
- 軽食や喫茶スペースが取れるか検討してもらいたい。
- 障害のある方でも安心して利用できるよう計画してもらいたい。
 - ・庁舎内に電子掲示板（モニター）を設置し、災害など緊急時などに聴覚障害者に情報提供ができるようにする。緊急時のみだけでなく、平常時においても町民への情報提供機能の向上を図ることができる。
 - ・相談室や授乳室などプライバシー保護が必要な部屋には、聴覚障害者が部屋にいることを、光などで知らせることができる設備を設置する必要がある。
 - ・エレベーターは緊急時に聴覚障害者が外部とやり取りができるよう、扉に透明な窓の設置及び文字や画像で連絡できる装置を設置する必要がある。
 - ・警報装置は、どこにいても容易に見ることができるように設置するとともに、放送の情報を表示できるように電光文字表示装置を設置する必要がある。
 - ・多目的トイレを設置するとともに、トイレトペーパーの設置場所、便座や手洗いの高さなどにも配慮する必要がある。
 - ・移動区域内の点字誘導ブロック及び音声誘導システムを設置する必要がある。
 - ・待合室の各担当場所の椅子に高低2種類のを設置してほしい。
 - ・駐車場から玄関の入口まで屋根を設置してほしい。
 - ・シニアカーでの来庁者にも配慮した通路、エレベーター、駐車スペースを計画してもらいたい。

- ・敷設段差を軽減した点字案内を設置するなど、障害物のないスマートな建物としてもらいたい。
- ・受付に障がい者への対応ができる人を配置するとともに、ヘルプカードを揃えてもらいたい。

執務機能

- 庁舎内の各階に FAX を設置し、聴覚障がい者が直接 FAX でやり取りができるようにしてほしい。
- 教育支援室やまびこの庁舎内設置を進めてほしいが、設置場所については、利用者の動線等に十分配慮するよう検討が必要である。
- 働く職員の声を反映させ、働く人の動線や効率化を図るとともに、フレキシブルにスペース対応できるよう計画してもらいたい。
- ペーパーレス化の仕事のやり方を確立するためのファイリングシステムやデータベース化を目標として掲げ、実現に向けた検討をしてもらいたい。
- 職員の顔が見える執務空間とし、ロビーを広くするとともに、誰もがわかりやすいサイン表示としてもらいたい。
- オープンフロアの場合は、適度に仕切りをすることで維持管理経費を削減できるよう検討する必要がある。

環境機能

- 庁舎整備にあたり、コンセプトを明確にし、それに対する費用を積み上げたものを算出してもらいたい。
- 設備の導入にあたり、初期費用や維持管理費用など全体の費用とその資金計画を検討する必要がある。また、自前化にこだわらず民間委託を積極的に活用し、費用の削減ができるよう検討する必要がある。
- 国や県の補助金を活用し、庁舎の Z E B 化を進めることは必須である。エネルギー問題や環境課題に積極的に取り組み、これからの社会の在り方を発信できるような視点で検討してもらいたい。

議会機能

- 議会スペースは、フレキシブルなものとし、多目的利用により稼働率を上げるような計画とするとともに、簡素で、費用をかけないように計画する。

4. 新庁舎の建設計画の考え方

- 今後の人口減少や職員数の減少を見据えて、将来的に空いたスペースの活用方法についてもシミュレーションしておくべきである。
- 建設予定地の安全対策について、町民に説明していく必要がある。
- 現在の庁舎は、駐車場不足が課題であることから、新庁舎では、その課題を解消できる計画としてもらいたい。

5. 事業計画の考え方

- 様々な要素を組み入れるのではなく、「ムダ」や「ムラ」のあるものは省き、あくまで機能や必要性、町民がくつろげる空間を主に検討する必要がある。
- 庁舎建設に伴う資金計画について、町債や一般財源などの詳細な情報を明確にするとともに、今後の返済や町の予算全体に与える影響などを検討し、それを町民に説明して合意を得ていく必要がある。
- 建設費について、国や県の補助金を活用するだけでなく、民間委託の拡大や建設費を削減できるような事業手法についても検討してもらいたい。

6. その他

- この検討会で議論された意見を、今後庁舎建設を担当する職員に確実に届け、またその機会を設けてほしい。
- 新庁舎の建設には、役場の総力を結集した体制を構築して取り組んでももらいたい。
- 新庁舎の構造体は 100 年使える丈夫で長持ちするものにし、建物内はフレキシブルに利用でき、設備関係も効率的な運用ができる計画としてもらいたい。
- 環境配慮型庁舎と共に CO2 排出量の削減を二宮町の特徴としてアピールする指標としてはどうか。

二宮町役場新庁舎建設町民検討会 経過

第1回 二宮町役場新庁舎建設町民検討会

日時 平成30年12月26日(水) 午前10時00分～12時15分

内容 ・町民検討会の依頼事項と全体スケジュールについて
・新庁舎建設基本構想・基本計画(案)について

第2回 二宮町役場新庁舎建設町民検討会

日時 平成31年1月24日(木) 午後3時00分～5時00分

内容 ・新庁舎建設基本構想・基本計画(案)について

第3回 二宮町役場新庁舎建設町民検討会

日時 平成31年2月14日(木) 午後3時00分～5時40分

内容 ・新庁舎建設基本構想・基本計画(案)に対する意見について

二宮町役場新庁舎建設町民検討会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町役場新庁舎建設町民検討会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 新庁舎の建設計画に関し、町民の意見及び提案を反映させるため、二宮町役場新庁舎建設町民検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新庁舎建設基本構想に関すること。
- (2) 新庁舎建設基本計画に関すること。
- (3) その他新庁舎建設に関連する事項に関すること。

(組織)

第4条 検討会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が依頼する。

- (1) 各地域を代表する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(報償費)

第5条 委員が検討会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じ、予算の範囲内で支給する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、二宮町役場新庁舎建設基本構想・基本計画が策定されたときまでとする。

(会長及び副会長)

第7条 検討会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

二宮町役場新庁舎建設町民検討会委員名簿

No.	氏名	選出区分	備考
1	渡辺 優子	町教育委員会の委員	
2	峯尾 賢治	町内の公共的団体等の代表者	
3	橘川 透	町内の公共的団体等の代表者	
4	脇 治	学識経験を有する者	
5	後藤 伸	学識経験を有する者	会長
6	脇 一男	各地域の代表者	副会長
7	山本 正博	各地域の代表者	
8	片岡 宇一郎	各地域の代表者	
9	奥山 貞雄	公募町民	
10	北村 泉	公募町民	
11	中井 英基	公募町民	
12	大野 和彦	公募町民	